

事 務 連 絡

平成27年1月9日

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治財政局財政課

平成26年度補正予算（第1号）に伴う対応について

政府は、平成27年1月9日に、平成26年度補正予算（第1号）の概算について閣議決定したところであります。

これに伴う財政措置等として別紙のとおり講じることを予定しておりますので、お知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 高梨

電話 03-5253-5612

(別 紙)

第1 国の補正予算

本日、政府は平成26年度補正予算（第1号）の概算について閣議決定し（別添資料参照）、次期通常国会に提出する予定である。

今回の補正予算においては、歳出面で、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成26年12月27日閣議決定。以下「経済対策」という。）に沿って、現下の経済情勢等を踏まえた生活者・事業者への支援関連経費1兆1,854億円、地方が直面する構造的課題等への実効ある取組を通じた地方の活性化関連経費5,783億円、災害復旧・復興加速化など災害・危機等への対応関連経費7,578億円等を追加計上するほか、既定経費の減額1兆6,880億円等の修正減少額を計上している。また、歳入面で、税込1兆7,250億円、税外収入1,149億円、前年度剰余金受入2兆353億円等を追加計上等している。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成26年度当初予算に対し、3兆1,180億円増加し、99兆3億円となっている。

第2 補正予算に係る財政措置等

1 通常収支分

今回の補正予算においては、国税の増収見込み等に伴い地方交付税の増が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、以下のとおり財政措置を講じる予定である。

(1) 地方交付税

今回の補正予算において、地方交付税法第6条第2項の規定に基づき増額される平成26年度分の地方交付税の額9,538億円（平成25年度精算分4,569億円、平成26年度国税の自然増に伴うもの4,969億円）については、平成26年度において普通交付税の調整額の復活に要する額315億円を交付することとしたうえで、残余の額9,224億円について平成27年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講じることとしていること。

(2) 追加の財政需要

① 今回の補正予算により平成26年度に追加される投資的経費に係る地方負担額については、原則として、地方負担額の100%まで地方債を

充当できることとし、後年度における元利償還金の50%（当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては当初の算入率）を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、原則として、単位費用により措置することとしていること。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしていること。

- ② 地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額（4,200億円）の一部により対応することとしていること。

2 東日本大震災分

東日本大震災に係る復旧・復興事業に係る地方負担額については、震災復興特別交付税により全額を措置することとしている。

- 3 上記1(1)及び2の措置を講じるため、「地方交付税法の一部を改正する法律案」を国会に提出する予定である。

第3 地方公務員の給与改定

本年の国家公務員の給与改定については、去る11月19日の国の給与関係法の公布、施行に伴い、その取扱いが決定されたところであるが、地方公務員の給与改定については、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて（平成26年10月7日付け各都道府県知事、各指定都市市長、各都道府県議会議長、各指定都市議会議長、各人事委員会委員長あて総務副大臣通知）」で通知したとおり、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応されたい。

なお、地方財政計画ベースの所要額は、2,200億円程度、一般財源ベースで1,930億円程度と見込まれるが、当該一般財源所要額については、地方財政計画上の追加財政需要額（4,200億円）の一部により対応することとし、新たな財源措置は行わないこととしているので、留意されたい。

平成26年度一般会計補正予算（第1号）等について

平成27年1月9日

（単位 億円）

第一 一般会計予算の補正

1 歳出の補正額

（歳出の追加額）

(1)	現下の経済情勢等を踏まえた生活者・事業者への支援	11,854
(2)	地方が直面する構造的課題等への実効ある取組を通じた地方の活性化	5,783
(3)	災害復旧・復興加速化など災害・危機等への対応	7,578
(4)	東日本大震災復興特別会計へ繰入	9,844
(5)	地方交付税交付金	9,538
(6)	その他の経費	4,463
	計	49,060

（歳出の修正減少額）

(1)	既定経費の減額	△	16,880
(2)	予備費の減額	△	1,000
	計	△	17,880

合 計 31,180

2 歳入の補正額

(歳入の追加額)

(1) 租 税 及 印 紙 収 入	17,250
(2) そ の 他 収 入	1,149
(3) 公 債 金	5,750
(4) 前 年 度 剰 余 金 受 入	20,353
計	44,502

(歳入の修正減少額)

(1) そ の 他 収 入 △	1
(2) 特 例 公 債 金 △	13,321
計	△ 13,322

合 計 31,180

(備考) 上記の補正により、平成26年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ 990,003億円となる。

第二 特別会計予算の補正

東日本大震災復興特別会計、財政投融资特別会計など9特別会計について、所要の補正を行う。

第三 政府関係機関予算の補正

株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行う。

平成26年度補正予算フレーム

(単位：億円)

歳 出	歳 入
1. 生活者への支援等関連経費	1. 税収
11,854	17,250
2. 地方の活性化関連経費	2. 税外収入
5,783	1,036
3. 災害・危機等への対応関連経費	3. 前年度剰余金受入
7,578	10,622
4. 地方交付税交付金	
9,538	
5. その他の経費	
4,463	
6. 既定経費の減額	4. 公債金
▲ 17,880	▲ 7,571
(1) 国債費	
▲ 15,142	
(2) その他	
▲ 2,738	
7. 東日本大震災復興特別会計へ繰入	5. 前年度剰余金受入 (復興財源)
9,844	9,731
	6. 税外収入 (復興財源)
	113
合 計	合 計
31,180	31,180

(注1) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 公債金について、建設国債を増額し、赤字国債を減額する。

(注3) 経済対策の国費：35,289億円 (一般会計の歳出1.～3.及び7.並びに特別会計 (財政投融资特別会計投資勘定) の歳出230億円の合計)

(注4) 東日本大震災復興特別会計へ繰入のうち、7,247億円 (財政法第6条の純剰余金の1/2に相当) については復興債の償還財源に充てられる。

(参考) 財政投融资計画において、株式会社日本政策金融公庫等に対し、1,117億円を追加する。